

国登録有形文化財（建造物）に係る答申について

国の文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）は、令和5年3月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「そうじじかりしんでん 總持寺仮真殿」ほか3件を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。

今回の答申のとおり告示されると、横浜市内の国登録有形文化財（建造物）は43件となります。

そうじじかりしんでん 總持寺仮真殿

所在地 横浜市鶴見区

所有者 宗教法人大本山總持寺

建築年代 明治44年

基準 登録有形文化財登録基準2号該当
（造形の規範となっているもの）

特徴 仮真殿は能登から鶴見への本山移転に際し御真牌を祀った開山堂で、現在は位牌堂。入母屋づくり平入棧瓦葺、正面側に切妻造相の間を設け、疑宝珠高欄付階段とその両側の廊下で信徒位牌堂と繋がる独特な構成。内部は一室で格天井と位牌壇を備え、背面で納骨堂の常照殿と繋がる。



そうじじこしょうくつわたりのうか 總持寺虎嘯窟渡廊下

所在地 横浜市鶴見区

所有者 宗教法人大本山總持寺

建築年代 明治44年頃

基準 登録有形文化財登録基準2号該当
（造形の規範となっているもの）

特徴 虎嘯窟渡廊下は放光堂と虎嘯窟を矩折に繋ぐ渡廊下。切妻造棧瓦葺、組物舟肘木、真壁造格子窓腰板張とする。虎嘯窟側に玄関を屋根葺下ろしで設け、放光堂寄り二間を二重虹梁蟻股として屋根を切上げ、床組み太鼓橋状にして床下を通路とする。貫首が使用した造りの良い渡廊下。



河合家住宅（旧横浜市営外国人住宅）主屋

所在地 横浜市中区

所有者 個人

建築年代 昭和4年

基準 登録有形文化財登録基準2号該当
(造形の規範となっているもの)

特徴 旧山手居留地の南部丘陵に所在する洋風住宅で、関東大震災後に横浜市が建築した外国人住宅。
きりづまづくりひらやだて つのや はんきりづまづくり ちゆうとう
切妻造平屋建、角屋部分半切妻造。柱頭飾り付円柱の玄関ポーチが特徴的。内部は居間中心の平面で、居間と食堂に暖炉を備える。震災復興の公営外国人住宅として貴重。



中嶋家住宅（旧ピゴット邸）主屋

所在地 横浜市中区

所有者 個人

建築年代 大正14年

基準 登録有形文化財登録基準2号該当
(造形の規範となっているもの)

特徴 旧山手居留地に建つ大きな切妻屋根と太い円柱の玄関ポーチが特徴の洋館。内部はベイウィンドウ付食堂を中心に諸室を配置、応接間と食堂、居間に暖炉を置く。二階は屋根裏部屋の個室を設け、元は南面をサンルームとした。震災後の外国人住宅として貴重。



お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel : 045-671-3236

※本件記者発表は国（文化庁）及び神奈川県においても同時に行われます。